

# 自転車の交通安全対策について

## 自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会

自転車が関連する交通事故が全交通事故の2割を占めるとともに、交通事故に関与した自転車運転者のうち、法令違反がなかったものは3分の1にとどまっている現状を踏まえ、自転車利用者に交通ルールを徹底する方策について幅広く提言を行うことを目的として、平成24年10月から「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」が計3回開催され、同年12月、同懇談会から警察庁に「自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言」が提出された。警察庁ではこの提言を踏まえ、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定が盛り込まれた道路交通法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出した。



### 自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言要旨

#### 1 対象者に応じた体系的な自転車安全教育の在り方

##### 教育の主体と対象

大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店等の各教育主体に協力を求め、また、警察庁においては、具体的な教育内容等についての指針等や教育に資するための資料を示すことなどにより、各教育主体が適切に教育を行うことができるよう配慮することが必要。

##### 自転車安全教育への参加促進のための方策

の役割分担により行われる自転車安全教育への参加を促進するための方策として、自転車教室を受講した者に限って自転車通勤・通学を認めるなど、インセンティブを与えることによって教育の場への参加を促し、また、悪質・危険な違反行為をするなどの自転車運転者に対しては、講習を行うことなどによりその危険性を改善することが適当であり、効果的な教育内容・手法と併せて検討することが必要。

##### 自転車安全教育の技法

発生しやすい事故類型、各ルールが定められている理由等についての教育、教育を受けるべき者を教育主体として巻き込むような教育等、現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行うことが必要。

#### 2 自転車の交通ルールの徹底のための指導取締りの在り方

自転車安全教育とルールを守らない者への指導取締りは、両者を両輪として推進すべき。指導取締りについては、指導警告を原則とし、悪質・危険な違反について検挙するという方針で引き続き推進すべき。しかし、自転車事故の発生、交通実態、取締り要望等に応じた重点的指導取締り、個々の指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法を工夫することが必要。

また、携帯電話を利用しながら自転車を運転することのように明らかに交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即した規範化を行うため、警察庁において都道府県警察を指導することが適当。

### 【政府ホームページ掲載先】

自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言は、下記ホームページに掲載している。

<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/kondankai/teigen/teigen.pdf>

### 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて

平成24年11月、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画やその整備、通行ルールの徹底等を進めるため、国土交通省と警察庁が共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定した。

ガイドラインは、( )自転車通行空間の計画、( )自転車通行空間の設計、( )利用ルールの徹底、( )自転車利用の総合的な取組、から構成されている。

自転車通行空間は、断片的な整備ではなく連続性を確保し、面的なネットワークを形成することが重要であることから、( )自転車通行空間の計画編においては、自転車ネットワーク計画の作成手順を示すとともに、各段階における基本的な考え方を提示している(第1図)。また、自転車は「車両」であるという大原則に基づき、自転車ネットワーク路線においては、自動車の速度や交通量等に応じ、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在といった、車道通行を基本とした整備形態で整備することとしている(第2図)。

( )自転車通行空間の設計編においては、自転車ネットワーク路線に選定された路線における自転車通行空間の設計上の留意点として、分離工作物や幅員、道路標識・道路標示、路面表示等の基本的な考え方を提示している。

さらに、( )利用ルールの徹底編においては、道路利用者に対するルールの周知の取組等について、( )自転車利用の総合的な取組編においては、駐停車・荷捌き車両対策、放置自転車対策の取組等が提示されている。

今後、本ガイドラインを踏まえ、道路管理者や都道府県警察等関係機関が連携して、安全で快適な自転車利用環境の整備を一層推進していくこととしている。

第1図 自転車ネットワーク計画の作成手順



第2図 自転車通行空間の整備形態

自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
		
緑石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間	交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯	自転車と自動車が車道で混在。必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置

【政府ホームページ掲載先】

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについては、下記ホームページに掲載している。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000300.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000300.html)